

J R 東海労申第 2 0 号
2 0 1 8 年 1 0 月 4 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

2 0 1 8 年度年末手当に関する申し入れ

J R 東海の平成 30 年度第 1 四半期における決算では、単体の経常利益が前年同期比 7.4% 増となった。このような好調な結果は、様々な大きな自然災害に遭いながらも、現場の社員の計り知れない苦労によってなし得たものである。更に、夏季輸送を含めた第 2 四半期の旅客の利用状況からして、前期の決算では、更なる記録の更新は間違いないと考える。

これらの利益は、新幹線車掌が 3 人乗り組みから 2 人乗り組みとなり、年休が入り、一方的な休日出勤が必要ない旨の説明がされていた筈なのに突如、10 月からは社員が好まない一方的に休日出勤をさせられ、年休は抑制されながら、慢性的な要員不足が続く現場の中を社員が会社に一生懸命協力して、安全、安定輸送を支えたがゆえに得られた利益である。

現場の社員の苦労によって得た破格な利益があるにもかかわらず、昨年末の期末手当やベースアップ等の回答は、現場で苦労している組合員はもとより、社員の切実な思いを反映した J R 東海労の要求には程遠いものであった。はたして現場の社員はいつ報われるのか。現場の社員の労働によってなし得た利益を、社員に還元することは当たり前のことである。しかし、会社役員の前破格な報酬に比べればはずめの涙でしかない。現場の社員なくして会社の存在、更なる発展などありえない。

以上のことから、会社は真摯に現場社員の苦労に応え、下記の申し入れの通り、満額の回答をすること。

記

1. 年末手当は基準内賃金と補償措置額の 3.5 ヶ月分とすること。
2. 組合員に対し、不当な年末手当のカットをやめること。
3. 回答は 11 月 7 日（水）までに行うこと。
4. 支払いは 12 月 3 日（月）までに行うこと。

以 上